

第 9 期

伊勢崎市高齢者保健福祉計画

【令和6（2024）～令和8（2026）年度】

（素案）

伊勢崎市老人福祉計画

伊勢崎市介護保険事業計画

令和5（2023）年9月

伊 勢 崎 市

目次

第1章から第3章 …前回

第4章 計画策定に向けた課題

第1節 高齢者の現況からみた課題……………前回

第2節	第8期計画の主な取組と課題……………
2-1	介護保険サービスの展開……………
2-2	介護予防事業の推進……………
2-3	包括的支援事業の推進……………
2-4	認知症施策の推進……………
2-5	見守り体制等の強化……………
2-6	高齢者の住まいや移動に配慮したまちづくりの推進……………
2-7	生きがい活動支援の充実……………
2-8	健康づくりの推進……………

第5章 計画の理念と方針……………

第1節	基本理念……………
第2節	基本方針……………
第3節	日常生活圏域の設定……………
第4節	施策体系……………

第6章 施策の展開

第1節	介護保険サービスの展開……………	次回
1-1	居宅サービス……………	
1-2	地域密着型サービス……………	
1-3	施設サービス……………	

第2節	地域支援事業の展開……………
2-1	介護予防・日常生活支援総合事業……………
2-2	包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）……………
2-3	包括的支援事業（社会保障充実分）……………
2-4	任意事業……………

第3節	高齢者一般施策と関連事業の展開	
3-1	保険外サービスによる在宅生活支援の充実	
3-2	高齢者福祉施設の整備（介護保険以外のサービス）	
3-3	高齢者向け健康づくり事業等	
3-4	見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策	
3-5	高齢者の生きがいと社会参加に係る施策	
3-6	高齢者等の住まいや移動手段等の確保に係る施策	

3-7	災害及び感染症対策に係る施策	次回
-----	----------------------	----

第7章から第9章

次回

第2節 第8期計画の主な取組と課題

2-1 介護保険サービスの展開

第8期計画における計画と実績値の比較において、居宅サービスでは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等で、実績値が計画値を大きく下回りました。一方で、居宅療養管理指導や居宅介護支援で、実績値が計画値を上回りました。

地域密着型サービスでは、小規模多機能型居宅介護や地域密着型通所介護で、新型コロナウイルスによる利用控えなどから、実績値が計画値を下回りました。また、看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進める一方で、地域密着型の特別養護老人ホームの20床の増床については、公募の結果、応募がなく未整備のままとなっています。

施設サービスについては、特別養護老人ホームでショートステイからの転換による10床の増床がありました。

その他では、特定施設入居者生活介護（混合型）で80床の整備を計画し、有料老人ホームからの転換による50床の増床がありました。

第9期計画においては、高齢化にともない、要介護者が増加する一方、少子化による労働人口の減少を背景とする人材不足が問題視されているため、介護を必要とする人のニーズに応じたサービスを提供する体制を整えることが必要です。

また、施設サービスについては、在宅での介護が難しくなる高齢者は今後も増加すると想定されるため、引き続き、介護老人福祉施設等の整備を推進することが重要です。

2-2 介護予防事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業は、新型コロナウイルスの影響で利用件数の減少が見られました。通所型サービスは、令和5年度から緩やかな増加に転じていますが、訪問型サービスや介護予防ケアマネジメントは、下げ止まっています。

一般介護予防事業については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、計画どおり事業が進まない時期もありましたが、感染対策を講じての実施や動画配信など、できる限り継続できる方法で実施しました。

高齢化の進展に伴い、高齢者の介護予防は、ますます重要性が増すものと考えられます。第9期計画においては、専門職の関与や他事業との連携、住民参加型の地域づくりの推進など、各種事業の充実・強化に取り組むことが必要です。

2-3 包括的支援事業の推進

第8期計画では、包括的支援事業として、高齢者相談センターの業務の質の向上や地域ケア会議の効果的な運用による支援体制の推進、ケアマネジメント業務の強化・推進などに取り組んでまいりました。

また、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業では、新型コロナウイルス感染症の感染に留意しつつ、医療関係者、介護関係者の多職種間の連携を図るとともに、在宅医療介護連携推進会議において、在宅医療と介護の連携における課題抽出やその対応策等を協議しました。

第9期計画においては、とくに総合相談業務は、全ての業務の入り口となることから、高齢者相談センターの周知に努めるとともに、寄せられた相談の集計分析による実態の把握を図り、さらに適切な支援を行う必要があります。

2-4 認知症施策の推進

第8期計画では、認知症初期集中支援チームの配置や認知症地域支援推進員の配置などにより認知症に係る支援体制や相談業務の強化を図るとともに、認知症ケアパスの更新を行い、認知症の正しい理解の普及啓発を行いました。

第9期計画においても、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、引き続き支援体制の強化を行うとともに、認知症に対する正しい知識と理解を促進していく必要があります。

2-5 見守り体制等の強化

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、第8期計画では、高齢者の見守り体制として、民生委員との連携による高齢者の見守り活動を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、緊急通報サービスや給食サービスなどのサービスを実施し、在宅高齢者の生活支援と、提供する事業者による見守り活動を展開してきました。令和5年度からは、新たに高齢者エアコン購入費等補助事業を始め、生活支援の充実を図っております。

第9期計画においても、民生委員との連携による見守り活動を推進するとともに、市内の巡回や家庭への訪問を実施している事業者との連携を強化することで、さらなる見守り体制を強化していくことが必要です。

また、高齢者虐待防止については、「高齢者虐待対応マニュアル」を運用し、高齢者虐待の早期発見・早期対応などに努めてきました。

第9期計画においても、「高齢者虐待対応マニュアル」の適切な運用による高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、高齢者虐待相談窓口である「高齢者相談センター」のさらなる周知を図るなど、相談支援の充実・強化に努めていくことが必要です。

2-6 高齢者の住まいや移動に配慮したまちづくりの推進

高齢者の住まいについては、老朽化した市営住宅における段差解消や手すり設置などバリアフリーに配慮した住戸改修や、入居募集時の高齢者枠の設置など、高齢者の居住に配慮した住まいづくりを進めてきました。また、高齢者の多様なニーズに応じるため、有料老人ホームの設置が進みました。

今後、高齢者の人口増加が見込まれることから、第9期計画においても、各種老人ホーム等の確保・拡充や、市営住宅の整備等、高齢者の住まいに配慮したまちづくりに取り組んでいくとともに、高齢者の在宅生活の継続を目的とした住宅改修に係る補助金の交付を継続していくことが重要です。

伊勢崎駅周辺の土地区画整理や、都市計画道路の整備においては、総合計画やマスタープランに基づき、各種道路や土地区画整理事業などのハード整備を推進してきました。

コミュニティバスは、令和4年度に実施したアンケートの結果を踏まえたダイヤ改正を実施し、高齢者が利用しやすい交通環境を整備しました。

公共交通政策は、本市の重要な都市基盤の1つであり、また、高齢者の移動にとっても重要な政策であることから、今後も、利用状況等を確認しながら、調査研究を続け、公共交通の利用促進や利便性の向上に努めます。

2-7 生きがい活動支援の充実

第8期計画では、高齢者の生きがい活動支援として、高齢者の就労支援や老人クラブ活動支援、活動の場の提供や生涯学習等の推進などに取り組んできました。

第9期計画においても、介護予防・健康づくりの観点から、引き続き、高齢者の各種生きがい活動支援を推進するとともに、各種学習や趣味活動に関する情報提供を充実することで、各種活動のさらなる拡大につなげていくことが必要です。

特に、老人クラブ活動については、年々会員数が減少していることから、魅力あるクラブ活動の在り方について検討するなど、会員数の増加を図るための取組を推進することが重要です。

その他、敬老推進については、平均寿命の延伸と今後の高齢者の増加等を勘案し、将来的にも持続可能な制度となるよう継続した検討が必要です。

2-8 健康づくりの推進

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、国保データベースシステム等による地区診断と、それに応じた保健事業の実施及び保健分野との連携を強化するなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進しました。

積極的に体を動かす習慣を身に付けられるよう、はつらつウオーキング教室を実施し、運動による健康づくりを推進しました。

第9期計画においても、健康づくりの支援として、健康教育や健康相談など、あらゆる機会を利用して、特定健診、後期高齢者健診や各種がん検診など健康診査受診の重要性についての啓発に努め、受診勧奨の強化を図ります。

また、高齢者の健康づくりを推進するために、健診結果を活用した生活習慣病関連疾患の予防対策事業に取り組みます。

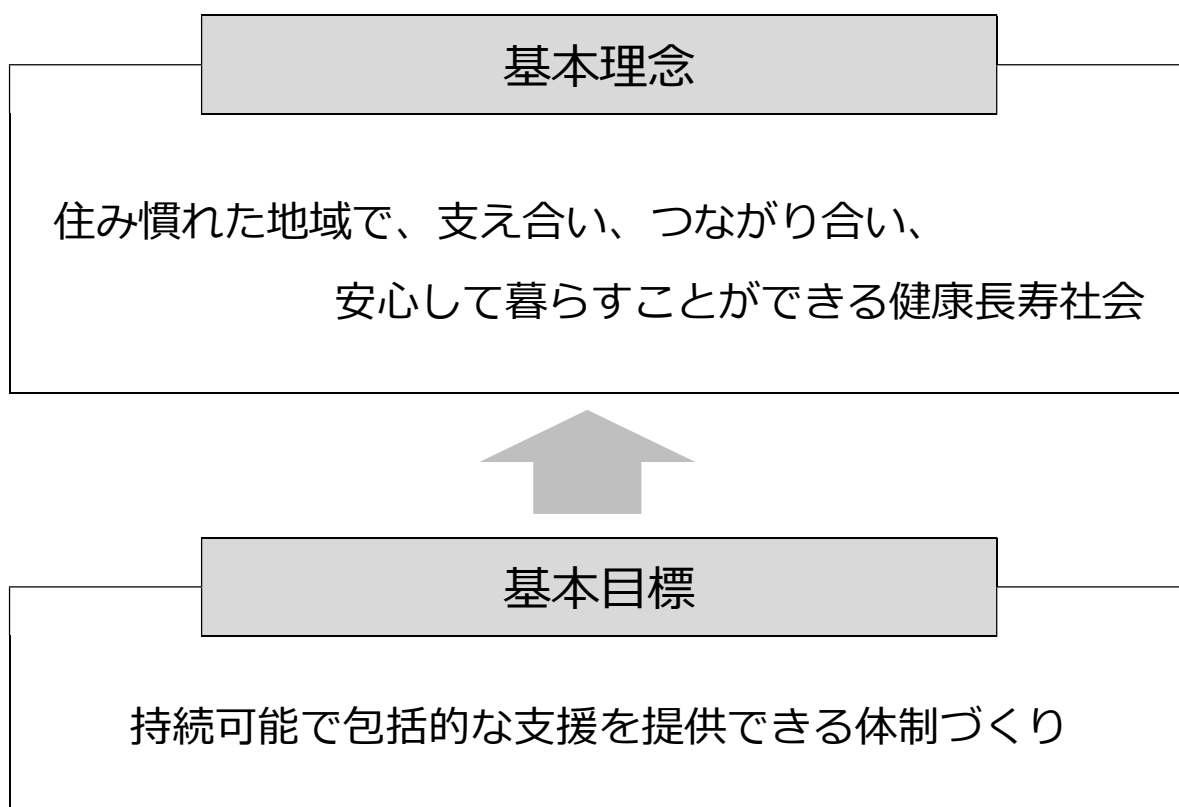
第5章 計画の理念と方針

第1節 基本理念

第8期計画では「住み慣れた地域で、支え合い、つながり合い、安心して暮らすことができる健康長寿社会」を基本理念に据え、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本目標として各種取組を推進してきました。

第9期計画では、第8期計画の基本理念は継承し、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制の整備を推進します。

また、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を支援するとともに、地域と公的サービスが協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを推進します。



第2節 基本方針

基本理念の実現に向け、計画の基本方針を次のとおりとします。

基本方針 1	介護サービス基盤の計画的な整備
--------	-----------------

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備を推進していきます。

中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせ、介護サービス基盤を計画的に整備します。

また、居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及を促進するとともに、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせ提供する複合型サービスの類型などを設け、整備することの必要性を含めて、地域の実情に応じて検討します。

基本方針 2	地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
--------	---------------------

主に高齢者の地域生活を支えるための仕組みとして発展してきた地域包括ケアシステムは、その深化・推進及び理念の普遍化を通じて、地域共生社会の実現に向けた基盤としても機能していくことが期待されるようになってきています。

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関として位置づけられています。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない相談支援等を多機関で協働して行います。

一方で、段階的にその役割が拡大してきた地域包括支援センターにおいては、業務負担の軽減が課題となっています。地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、関係機関との連携強化に向けて取り組んでいきます。

基本方針 3

認知症施策の総合的な推進

認知症の人は、高齢化が進む今後もさらに増加することが見込まれています。

国の認知症施策において、令和元(2019)年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進していくことが示されました。また、令和5(2023)年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現の推進という目的に向け、基本理念に等に基づき認知症施策を講じていくことが示されました。

本市においても、こうした国の基本的な考えに基づき、引き続き、認知症になっても、尊厳をもって住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、認知症についての正しい理解の普及啓発に努めるとともに、地域全体で見守り、支援する体制の整備を推進します。

基本方針 4

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

総合事業は、既存の介護サービス事業者に加えて、住民主体の取組を含む多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを、地域の実情に応じて実施できるようにするものです。総合事業を推進していくことは、よりその人らしい生活を多様な主体で支え合う地域共生社会の実現を図っていく上でも重要です。

平成28年度から開始された総合事業ですが、まずはこれまでの実施状況等について検証を行うとともに、さらなる充実化に向けた包括的な方策を検討し、第9期計画期間を通じて集中的に取り組んでいきます。

基本方針 5

保険者機能の強化

介護保険における保険者の機能について、かつては「保険料徴収」、「介護認定審査会」、「保険給付の管理」の三大事務に加え、介護保険事業計画の作成などが基本的な保険者機能とされてきました。一方で、地域の見守りネットワークといった地域づくりに関する取組の多くは、それまでの地域福祉活動の流れもあり、自治体機能として整理されてきました。しかしながら、平成18年度以降、従来、自治体業務と理解されてきた地域づくりも含

め、より幅広い業務として「地域支援事業」が設定され、平成 27 年度からは地域ケア会議や、在宅医療・介護連携、介護予防・日常生活支援総合事業など、多様な事業や取組が「保険者機能」として組み込まれました。

そして平成 30 年度からは、保険者機能強化推進交付金が導入され、その評価指標に地域支援事業の各事業も組み込まれたことにより、地域包括ケアシステムの構築全体が保険者の取り組むべき業務として明示されるようになりました。

保険者機能の強化の視点を踏まえると、「地域マネジメント」にも着目した取組を推進していくことが必要となります。取組のアイデアを地域の関係者との議論を通じて生み出し、様々な財源を活用しながらその取組を推進し、継続した進捗管理を行っていきます。

基本方針 6

介護人材の確保及び介護現場の生産性向上

高齢者人口は 2040 年に向けてピークを迎えますが、生産年齢人口は今後減少していくことが見込まれています。地域包括ケアシステムを支えるためには、介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の取組を一体的に進めていくことが必要です。

こうした現状において、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を総合的に実施する必要があります。また、介護サービスの需要が今後更に高まることが見込まれる中で、深刻化する介護人材不足を解決し、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護現場の生産性向上の取組の一層の推進は喫緊の課題といえます。

これまでも介護現場における介護ロボット・ICT の導入促進や、介護職員初任者研修の受講料補助やいわゆる介護助手の活用等、介護現場の生産性の向上に向けた取組が進められていますが、県と連携しながら、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進します。

基本方針 7

高齢者の活躍支援

生産年齢人口の減少に伴う人手不足の深刻化や健康寿命の延伸を背景に、高齢者は豊富な知識や経験を有する貴重な労働力として期待されており、定年の引き上げや継続雇用制度の導入も進んでいます。また、より一層の健康寿命の延伸のために、高齢者の生きがいや健康づくりを推進していくことが重要です。

本市では、令和5年4月から「伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例」を施行し、高齢者が地域社会の担い手として、より長く元気に活躍できる社会の実現を目指しています。

多様な就労の確保、社会参加のための環境整備、健康寿命の更なる延伸のための取組、医療・福祉サービスの充実及びデジタルトランスフォーメーションの活用によって高齢者の活躍の場を広げる支援等を促進していきます。

第3節 日常生活圏域の設定

本市では、日常生活圏域の設定が求められた第3期計画から第5期計画までは5圏域としていましたが、第6期計画においては、従来の地域のつながりや人口規模等を考慮して9圏域に細分化し、地域特性に応じたきめ細かな支援体制を構築してきました。その後、人口規模や地理的・日常的なつながり、社会的な大きな変化は見られないことから、第9期計画においても、引き続き、9圏域とします。

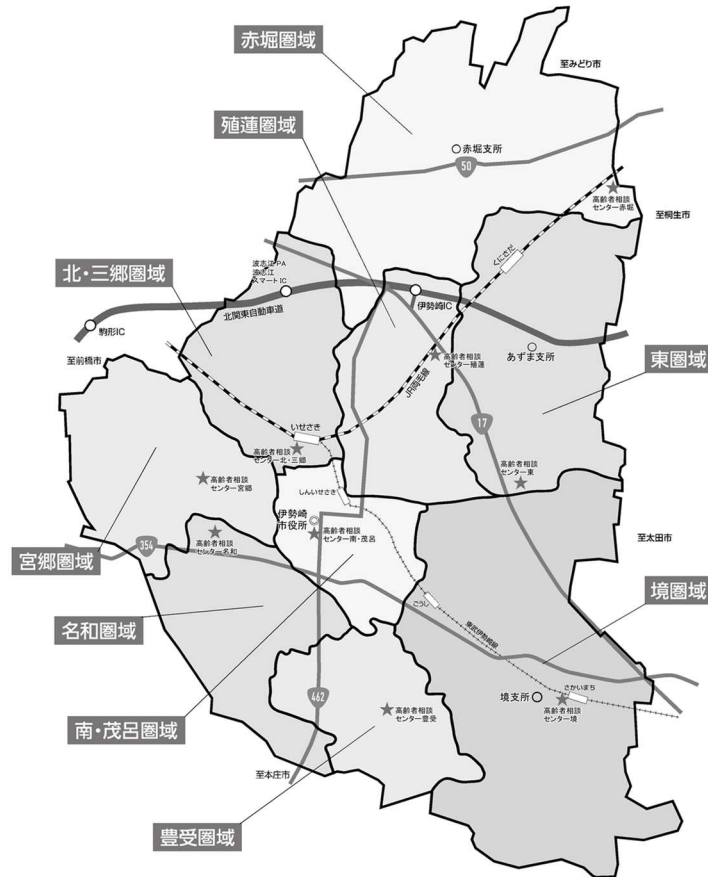


表 5-1 日常生活圏域別担当行政区表

圏域名	担当行政区	中学校区
北・三郷	曲輪町、大手町、平和町、若葉町(一区)、喜多町、宗高町、柳原町、寿町、西田町、華蔵寺町、堤西町、堤下町、八幡町、末広町、乾町、波志江町、安堀町、太田町	第三
南・茂呂	本町、中央町、緑町、三光町、若葉町(二区)、上泉町、八坂町、今泉町一丁目・二丁目、粕川町、北千木町、南千木町、茂呂町一丁目・二丁目、美茂呂町、ひろせ町、茂呂南町、新栄町	第一 第二
殖蓮	三和町、本関町、鹿島町、上植木本町、豊城町、上諏訪町、日乃出町、昭和町、宮前町、東本町、下植木町	殖蓮
宮郷	稲荷町、宮子町、連取本町、連取元町、連取町、田中島町、田中町、東上之宮町、西上之宮町、宮古町	宮郷
名和	萑塚町、阿弥大寺町、今井町、山王町、堀口町、中町、柴町、戸谷塚町、福島町、八斗島町	第二
豊受	除々町、大正寺町、富塚町、下道寺町、馬見塚町、長沼町、上蓮町、下蓮町、国領町、飯島町、羽黒町	第四
赤堀	西久保町一丁目・二丁目・三丁目、曲沢町、赤堀鹿島町、間野谷町、香林町一丁目・二丁目、野町、磯町、西野町、赤堀今井町一丁目・二丁目、下触町、五目牛町、市場町一丁目・二丁目、堀下町	赤堀
東	小泉町、平井町、東小保方町、東町、八寸町、三室町、田部井町一丁目・二丁目・三丁目、国定町一丁目・二丁目、上田町、西小保方町	あずま
境	境東、境、境萩原、境百々東、境百々、境美原、境中島、境西今井、境上矢島、境伊与久、境木島、境下瀨名、境上瀨名、境東新井、境保泉、境保泉一丁目、境上武士、境下武士、境小此木、境島村、境平塚、境新栄、境米岡、境栄、境女塚、境三ツ木	境北 境西 境南

令和5年10月1日時点の人口が確定してから、

- ・日常生活圏域別の高齢者人口の表
- ・日常生活圏域別要介護認定者数の表
- ・認知症高齢者の日常生活自立度の表
- ・障害高齢者自立度状況の表

を追記します。

第4節 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策 ・ 施策
<p>住み慣れた地域で、 支え合い、つながり合い 安心して暮らすことができる健康長寿社会</p>	<p>持続可能な包括的な支援を提供できる体制づくり</p>	<p>基本方針1 介護サービス基盤の計画的な整備</p> <p>基本方針2 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進</p> <p>基本方針3 認知症施策の総合的な推進</p> <p>基本方針4 総合事業の充実</p> <p>基本方針5 保険者機能の強化</p> <p>基本方針6 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上</p> <p>基本方針7 高齢者の活躍支援</p>	<p>介護保険サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 居宅サービス 1-2 地域密着型サービス 1-3 施設サービス <p>地域支援事業※の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 介護予防・日常生活支援総合事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)介護予防・生活支援サービス事業 (2)一般介護予防事業 2-2 包括的支援事業(高齢者相談センターの運営) <ul style="list-style-type: none"> (1)総合相談支援業務 (2)権利擁護業務 (3)包括的・継続的ケアマネジメント業務 (4)地域ケア会議の推進 2-3 包括的支援事業(社会保障充実分) <ul style="list-style-type: none"> (1)在宅医療・介護連携推進事業 (2)生活支援体制整備事業 (3)認知症総合支援事業 (4)地域ケア会議の推進【再掲】 2-4 任意事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)家族介護支援事業 (2)その他の事業 <p>高齢者一般施策と関連事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 保険外サービスによる在宅生活支援の充実 3-2 高齢者福祉施設の整備(介護保険以外のサービス) 3-3 高齢者向け健康づくり事業等 3-4 見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策 3-5 高齢者の生きがいと社会参加に係る施策 3-6 高齢者の住まいや移動手段等の確保に係る施策 3-7 災害及び感染症対策に係る施策

第6章 施策の展開

第1節 介護保険サービスの展開

内容については、次回11月に提示予定

第2節 地域支援事業の展開

地域支援事業は、介護保険制度のもと、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともにその重度化を防ぐこと、社会の中で役割を担い、生きがいを持って地域社会に参加しながら自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

事業は大きく3つの柱からなり、要支援者等を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業と、地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての包括的支援事業、市町村の判断により行われる任意事業からなります。

このような地域支援事業の理念を地域全体で実践するため、市民や事業者などへの普及啓発に努めるとともに、市民が主体となって運営する介護予防のための通いの場の充実を促進します。また、認知症の人への支援、リハビリテーション等の専門家等との連携、地域ケア会議等を活用した多職種連携による自立支援型ケアプランを目指す取組の推進、高齢者相談センターの機能強化を図ります。これによって、介護が必要になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

2-1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等を対象とし、以下の事業を実施します。

① 訪問型サービス

「介護予防訪問型サービス」と「基準緩和訪問型サービス（訪問型サービスA）」を実施しています。

介護予防訪問型サービスは、訪問介護員が訪問し、買い物や調理、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。身体介護・生活援助の区別はありません。

基準緩和訪問型サービス（訪問型サービスA）は、訪問介護員又は市が定める研修修了者が行う生活援助に特化したサービスです。

取組

新型コロナウイルスの影響で利用件数の減少が見られ、その後下げ止まっています。必要とする方に適切なサービスを提供できるよう、サービス内容や利用方法をさらに

周知するとともに、基準緩和訪問型サービス（訪問型サービスA）従事者の人材確保に取り組んでいきます。

② 通所型サービス

通所施設において、介護予防を目的とした機能訓練や交流、レクリエーションなどを行うサービスです。

取組

新型コロナウイルスの影響で利用件数の減少が見られましたが、緩やかな増加に転じています。引き続き、適切なサービスの提供に努めていきます。

③ 介護予防ケアマネジメント

訪問型サービス又は通所型サービスを利用しようとする要支援者等に対し、利用者の意向や心身の状況等を踏まえた介護予防サービス・支援計画書等（ケアプラン）を作成し、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう専門的な視点から支援を行います。

取組

訪問型サービスや通所型サービスの利用件数の減少、介護予防支援（福祉用具貸与などの介護予防給付によるサービスを利用する場合のケアプラン作成等）の利用増加に伴い、介護予防ケアマネジメント件数の減少が見られました。

引き続き、利用者の自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの提供と質の向上に努めていきます。

各サービスの見込み

区分		実績値			第9期計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	給付費(千円)	94,759	89,475				
	件数(件)	5,049	4,789		次回11月に提示予定		
通所型サービス	給付費(千円)	260,712	260,708				
	件数(件)	9,794	9,531				
介護予防ケアマネジメント	給付費(千円)	42,132	40,983				
	件数(件)	9,228	8,762				

※令和5（2023）年度は見込値。件数は年間延べ利用件数。

（2）一般介護予防事業

一般介護予防事業は、市の独自事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として、以下の事業を実施します。

① 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、収集した情報等を地域の実情に応じ、効率的かつ効果的に活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげることを目的とした事業です。

閉じこもりがちな高齢者や、生活機能の低下がうかがえる高齢者に早期に働きかけるため、地域や関係機関からの情報を円滑に集約する体制づくりを進めています。

また、市独自の生活機能セルフチェックの結果と、地区、年齢、性別などから高齢者の傾向を分析し、一般介護予防事業や高齢者相談センターの相談につなげられるよう支援を行っています。

取組

高齢者の増加、特に後期高齢者の増加が見込まれることから、医療や介護をはじめとした給付費の増加が予想されます。介護予防機能を強化するためには、引き続き生活機能を調査し、高齢者の実態を把握し、効果的な介護予防・重症化防止策を展開します。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、市が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業です。

出前講座やミニデイサービス等での健康講話、介護予防講座や介護予防普及啓発講演会、介護予防フェスタなどを行い、介護予防の知識の普及啓発を行っています。

また、高齢者が主体となり、身近な地域で介護予防・フレイル予防のための活動に取り組めるよう、介護予防サポーター等のボランティアの育成や自主グループの支援を行っています。

取組

介護予防に関する知識を広く普及啓発するとともに、介護予防サポーターやフレイル予防推進リーダー等のボランティアを育成することによって、住民主体の活動による介護予防・フレイル予防を推進していきます。

【介護予防サポーター等の養成数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成数[初級](人)	19	8	10	15	15	15
養成数[中級](人)	14	9	9	10	10	10
養成数[上級](人)	9	9	9	10	10	10

※令和5（2023）年度は見込値

初級：介護予防の必要性や方法に関心のある、地域の元気な高齢者等

中級：初級研修修了者で介護予防サポーターとして地域で活動することを希望する人

上級：中級研修修了者でボランティアとして活動参加を積み、地域のリーダーとして自主的活動を希望する人

【介護予防講座・出前講座開催数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防講座(講座数)	5	6	5	5	5	5
出前講座(回)	7	6	6	6	6	6

※令和5（2023）年度は見込値

③ 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援するとともに、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成を行う事業です。

取組

ふれあいの居場所の設置について、新型コロナウイルスの影響により計画値には届かなかったものの、徐々に増加傾向にあります。この活動を通してフレイル予防や認知症予防に対する取組を通じて、閉じこもりや地域からの孤立化を防止し、高齢者が生き生きと生活できる環境の整備を推進します。

【ふれあいの居場所設置数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	65	75	90	100	110	120

※令和5（2023）年度は見込値

【高齢者介護支援ボランティア活動人員数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動人員(延べ)	100	151	150	150	150	150

※令和5（2023）年度は見込値

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ることを目的とした事業です。

取組

今後は高齢者相談センターとして実施している事業について、地域づくりの視点から評価を実施することで、高齢者が社会参加できる機会を増やし、介護予防に繋げるとともに、地域での支えあい活動の促進を図っていきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、地域において自主的な介護予防の取組を行っている団体に対し、リハビリテーション専門職の関与を促進し、介護予防の取組の機能強化を図ることを目的とした事業です。

取組

地域において自主的な介護予防の取組を行っている団体に対し、リハビリテーション専門職を派遣し、講義や実技等を通じて介護予防の普及啓発を図っています。引き続き、ふれあいの居場所等の団体に、地域リハビリテーション活動事業の周知に努め、地域における介護予防の強化を行うことに加え、通所介護事業所への派遣先を拡充し、リハビリテーション技術の向上を図ります。

【リハビリテーション専門職の派遣回数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
派遣回数(回)	1	10	20	30	35	40

※令和5（2023）年度は見込値

2-2 包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）

平成 28（2016）年度から、9 つの日常生活圏域それぞれに高齢者相談センターを設置し、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者相談センターに次に掲げる事業を委託し、市と連携のもとに地域における高齢者の生活を支援します。

（1）総合相談支援業務

総合相談支援業務は、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものです。

取組

高齢者等から寄せられる様々な相談を受けとめ、適切な支援を行います。また、総合相談は、全ての業務の入り口となることから、引き続き、相談窓口の周知に努めるとともに、寄せられた相談の集計分析による実態の把握を図り、さらに適切な支援を行います。

（2）権利擁護業務

高齢者の尊厳を守るため、高齢者相談センターが専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行っています。

取組

高齢者の権利擁護についての理解を広め、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、講座や講演会等で普及啓発を図るとともに、高齢者相談センターの周知や成年後見制度※の利用促進に向け、取り組めます。

① 成年後見制度の利用促進

成年後見制度に関するパンフレットの配布や講演会を開催し、制度の普及啓発に取り組めます。

② 老人福祉施設等への措置支援

さまざまな理由により現状の生活が困難な高齢者に対し、老人福祉施設等への措置入所までの支援をします。

③ 高齢者虐待防止への対応

虐待の防止と早期発見に向けて、高齢者相談センターが相談窓口であることを周知するとともに、虐待への理解を深められるようパンフレットの配布や講座等において普及啓発に取り組みます。

④ 消費者被害の防止

高齢者を狙った悪質な詐欺犯罪等の被害を防止するために、警察や消費生活センター等関係機関・団体と連携し、被害に合わないための知識の普及啓発や情報共有、注意喚起に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

包括的・継続的ケアマネジメント業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の心身の状態や生活環境などの変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。

これまで、高齢者の自立と生活の質の向上を目指し、包括的・継続的ケアマネジメント業務の強化・推進に努めるために、介護支援専門員を対象とした研修を実施してきました。

また、ケアプラン点検において、作成したケアプラン等を確認し、ケアプランの質の向上を図るとともに、高齢者相談センターにおいて、ケアプランの点検内容や介護支援専門員への指導・助言等について課題と情報の共有を図り、介護予防ケアマネジメントの質の向上に努めてきました。

取 組

今後も、高齢者の自立と生活の質の向上を目指し、誰もが質の高い適切な支援が受けられるよう、ケアマネジメント業務の強化・推進を図る観点から介護支援専門員研修を継続して実施していきます。

【介護支援専門員研修の年間実施回数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	4	5	5	5	5	5

※令和5（2023）年度は見込値

(4) 地域ケア会議の推進

高齢者が抱える課題の解決が困難な事例などについて、介護支援専門員や高齢者本人及びその家族などの関係者が連携して課題解決を目指し、必要に応じた多職種による地域ケア会議を行っています。

現在、地域ケア個別会議、自立支援型地域ケア個別会議、地域包括ケアネットワーク会議、地域ケア推進会議の地域ケア会議を設置し、個別ケース及び地域課題の検討を行う中で、高齢者の抱える複合課題の解決手法として地域ケア個別会議の有用性が理解・周知されてきています。

取組

高齢者が抱える課題の解決が困難な事例等に対し、関係者が連携し課題解決を図ります。また、専門職の幅広い視点から援助方法等の助言を介護支援専門員へ行い、自立した生活に向けたケアプラン作成等につなげます。そして、個別ケースの検討で把握された地域課題を地域づくりや政策形成につなげていくことができるよう地域包括ケアネットワーク会議を定期的開催し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域における支援体制の整備を推進します。

【地域ケア個別会議の開催数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	17	23	27	36	45	54

※令和5（2023）年度は見込値

【自立支援型地域ケア個別会議の開催数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	8	11	11	11	11	11

※令和5（2023）年度は見込値

【地域包括ケアネットワーク会議の開催数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	3	4	5	9	18	27

※令和5（2023）年度は見込値

2-3 包括的支援事業（社会保障充実分）

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」などの多角的な観点から高齢者を支援し、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。

（1）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、群馬県、一般社団法人伊勢崎佐波医師会、介護事業所等と協力し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携強化を進めています。

取組

在宅医療・介護連携推進事業は、以下の事業項目で構成されており、引き続き、関係機関との連携のもと、取組を充実していきます。

① 地域の医療・介護の資源の把握

医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力のもと、在宅で療養生活を送るための地域資源※について把握し作成した「伊勢崎市在宅医療介護地域資源マップ」を改訂し、それぞれの状態に合う医療や介護サービスを高齢者自身が主体的に選択できるよう、周知を図るとともに、医療・介護関係者間での情報共有を促します。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出

在宅医療介護連携推進会議を開催し、学識経験者及び各団体からの代表で構成される会員により、在宅医療と介護の連携についての課題抽出やその対応策等を協議し、医療・介護関係者間で円滑に連携できる体制整備に努めます。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

関係機関・団体と連携しながら、引き続き、在宅医療と在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

また、退院患者がスムーズに在宅介護に繋がるよう支援する「退院調整ルール」（平成29（2017）年度策定）の運用状況について継続的に検証を行います。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

退院調整ルールメンテナンス会議において、退院調整ルールを円滑に運用できるよう介護支援専門員と病院とで意見交換等を行います。今後も退院後の在宅生活を安心して送れるよう、退院調整ルールの運用状況について継続的に検証します。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

高齢者自身の意向や心身の状態、家族の介護力等を踏まえ、一人ひとりの状況に合った適切な医療・介護を提供できるよう、在宅医療介護連携センターいせさき・たまむらにおいて医療職・介護職の相談支援を行います。

⑥ 医療・介護関係者の研修

医療職・介護職が相互の専門性や役割を学ぶ多職種連携研修等の実施を通じ、多職種間で顔の見える関係を築くとともに、今後も増加が予想される認知症への対応力や医療的助言を通じた医療・介護連携の実践スキル、介護職の医療知識の向上を図ります。

在宅医療介護連携センターいせさき・たまむらによる介護支援専門員や薬剤師、訪問看護師等を対象とした多職種合同研修会の開催により、多職種間の連携や医療、介護関係者の医療や介護の知識の向上を図り、在宅医療介護連携のネットワークづくりを継続します。

⑦ 市民への在宅医療の普及・啓発

人生の最終段階のあり方を市民自ら選択した上で、安心して在宅での生活を継続できるよう、在宅医療介護連携センターいせさき・たまむらが講演会等を実施し、在宅医療・介護への理解の普及啓発を図ります。また、在宅医療・介護の相談窓口となる高齢者相談センター、介護支援専門員等の周知に努めます。

【在宅医療介護連携センターいせさき・たまむら 相談件数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数(件)	29	33	40	45	50	55

※令和5（2023）年度は見込値

（2）生活支援体制整備事業

高齢夫婦世帯及びひとり暮らし高齢者世帯、認知症の人が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、地域の

事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とした事業です。

平成 30 (2018) 年度までに、第 1 層協議体及び市内 11 地区すべてに第 2 層協議体を設置、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※は全ての協議体に配置しており、各協議体が地域の実情に応じてさまざまな協議を進めています。

取組

生活支援コーディネーターを中心に各協議体での活発な協議を行うことにより、地域支え合いづくりを推進し地域力の向上を目指します。また、就労的活動支援コーディネーターの配置について検討します。第 2 層協議体では、各協議体が地域課題の把握に努め、地域課題解決のため地域の実情に応じて様々な協議を行い、また、第 1 層協議体では市全体での支え合いづくりについて協議しています。今後は、地域づくりや生活支援等サービスの整備を図るための土台づくりとして、より活発な協議を行うことにより、更なる地域力の向上を目指します。

【協議体の開催数】

区分	実績値			第 9 期計画期間		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 1 層協議体(回)	1	2	2	4	4	4
第 2 層協議体(回)	44	151	132	132	132	132

※令和 5 (2023) 年度は見込値

(3) 認知症総合支援事業

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境のもと自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境の整備を図ります。認知症の人やその疑いのある人に対して、認知症の発症を遅らせる、また、認知症になっても希望をもって生活できるよう総合的な支援を行うための事業で、以下の事業を実施します。

① 認知症初期集中支援推進事業

医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の専門職がチームとなり、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。認知症が疑われる人やその家族をチーム員が訪問し、適切な対応や早期受診へ向けた支援を集中的に行うなど、自立生活へのサポートを行っています。

取組

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、関係機関等と支援チーム間で情報共有を図り、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげる取組やチームの質の向上のための支援を強化していきます。

【認知症初期集中支援チームの支援者数・チーム員会議数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援者数(人)	19	11	15	20	25	30
チーム員会議数(回)	19	24	24	24	24	24

※令和5（2023）年度は見込値

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の進行状況に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要です。

このため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員※を、各圏域の高齢者相談センターに配置しています。

また、認知症についての心配事に対応し、認知症の進行状況に合わせ、どのような医療や介護、福祉サービスなどを受けることができるかを示した冊子「認知症ケアパス※」を市広報紙や市ホームページに掲載するとともに、広く市民や関係機関・団体に周知し、活用を促進しています。

その他、若年性認知症の人を含め、認知症の人や家族への相談支援の充実や医療・介護等の関係機関とのネットワークの構築、認知症ケアの向上を図るための取組を推進しています。

取組

「認知症ケアパス」を用いて認知症の進行に合わせて受けられるサービス等認知症に関する理解の普及啓発を図ります。また、市内9圏域に設置された高齢者相談セン

ターに各1名の認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務の充実を図ります。さらに認知症の理解を深められるよう地域との連携をはじめとした支援体制の強化と認知症ケアの向上を推進していきます。

【認知症地域支援推進員ネットワーク会議開催数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会議開催数(回)	3	2	3	4	4	4

※令和5（2023）年度は見込値

③ チームオレンジの体制づくり（認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業）

認知症の人が出来る限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症サポーター※が自主的に行ってきた見守り・声かけ、話し相手などの活動を、認知症の人やその家族の支援ニーズと結びつけるための取組であるチームオレンジ※として地域ごとに整備し、認知症の人が尊厳と希望を持って生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる共生の地域づくりを推進していきます。

取組

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みであるチームオレンジを地域ごとに構築し、認知症の人や家族に対する生活面等の支援を早期から図るとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備します。

（4）地域ケア会議の推進【再掲】

地域ケア会議推進事業の内容については、包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）の実施に際して（Pエラー！ブックマークが定義されていません。）に記載するとおりです。

2-4 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、高齢者及び家族を支援するため、次の各種の事業を実施します。

(1) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、以下の事業を実施します。

① 家族介護教室

介護を行う家族等に対して、必要な知識や技術等を学ぶ機会を提供することにより、家族等の介護力を高めるとともに、精神的な負担の軽減を目的に、家族介護教室を開催しています。

取組

引き続き、家族介護教室を開催し、家族等の介護力を高めるとともに、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。また、介護に必要な知識や技術の習得とともに、介護者が地域の中で孤立することのない社会を目指した支援を継続していきます。

また、介護を行う家族等に対し交流会を開催し、参加者同士で情報共有、意見交換を行い、精神的な負担の軽減を図ります。

【家族介護教室開催数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	3	3	3	3	3	3

※令和5（2023）年度は見込値

② 介護慰労金支給事業

取組

要介護4・5の人を在宅で通年介護（入院等で在宅を離れた期間が120日以下）している介護者の労をねぎらうとともに、老人福祉の増進を図ることを目的として、介護慰労金を支給します。

【介護慰労金支給件数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数(件)	243	296	300	305	310	315

※令和5（2023）年度は見込値

③ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を推進するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りなどの取組を行う事業です。

これまで認知症高齢者見守り事業として、「認知症高齢者見守りボランティア育成支援」、「高齢者の徘徊への対応」、「『認知症サポーターのいるお店』登録事業」を推進してきました。今後は、こうした取組とともに、地域支援事業等のさらなる活用により、認知症の人の社会参加を促進することで、地域内の見守り体制の強化と家族の負担軽減につなげていくことが必要です。

取組

－認知症高齢者見守りボランティア育成支援－

認知症の人の支援を行う「オレンジSUN」登録者を対象に、認知症に関する知識や認知症の人への対応スキルの向上のために必要な研修を行うとともに、地域での認知症カフェの開催や見守り活動などの主体的な活動を支援します。

また、オレンジSUNの方で、地域でチームとなってボランティアを行うチームオレンジメンバーの養成に努め、地域活動の推進を図ります。

【認知症高齢者見守りボランティア(オレンジSUN)登録者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	653	706	750	800	850	900

※令和5（2023）年度は見込値

－高齢者の徘徊への対応－

本市と伊勢崎警察署が締結した認知症高齢者等の徘徊及び保護対策に関する協定書に基づき、徘徊高齢者等位置情報サービス、徘徊高齢者等事前登録制度についての周知に努め、さらなる登録・活用を促進します。

また、高齢者の徘徊への対応として、認知症高齢者が徘徊などにより行方不明に

なった際に、早期保護につなげる体制の構築や発見時の対応を体験することを目的に実施している「徘徊高齢者等保護対策訓練」では、地域住民が徘徊高齢者への実際の対応方法を習得しています。今後も警察及び関係団体との連携強化のもと、さらなる事業の充実に努めます。

【徘徊高齢者位置情報サービス登録者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	27	26	30	35	40	45

※令和5（2023）年度は見込値

※登録者数は、当該年度の新規登録者及び前年度からの登録更新者の合計

－『認知症サポーターのいるお店』登録事業－

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識や対応ができる従業員がいる店舗等を『認知症サポーターのいるお店』として登録し、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進しています。

今後とも、業種の拡大などを図ることが重要となることから、事業の周知と理解の促進に努めます。

【『認知症サポーターのいるお店』登録店舗数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録店舗数(件)	143	142	145	150	155	160

※令和5（2023）年度は見込値

（2）その他の事業

① 認知症サポーター等養成事業

取組

－認知症サポーター養成講座－

講師役である「キャラバン・メイト」が、地域や職域団体等を対象に、認知症の正しい知識や接し方についての講義などを行うもので、市内各地区の公民館等を会場とした定期開催と受講希望団体の申し込みによる随時開催を行うなど、受講者数の増加を図っています。

今後も、認知症に関する理解の促進と認知症にやさしい地域づくりを目指し、学童期のサポーターの養成等、幅広い年代と生活関連事業者などを対象とした認知症サポーター養成講座の開催を行います。また、認知症サポーター養成講座のなかで、認知症の本人からの発信の場となるよう支援をしていきます。

【認知症サポーター養成講座受講者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数(人)	297	479	500	500	500	500

令和5（2023）年度は見込値

－認知症キャラバン・メイト連絡会－

認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト同士及び市が情報共有や連携を図り、より効果的な講座を開催することを目的とし、「キャラバン・メイト連絡会」を開催します。

今後も、キャラバン・メイト間の情報共有と市との連携を強化し、認知症サポーター養成講座受講者数の増加、また、世代及び職域の拡大を図ります。

② 介護サービス相談員派遣事業

市に登録された介護サービス相談員が、介護サービス施設・事業所等に出向いて利用者の疑問や不満、不安を受付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組です。

取組

令和3年度に2名、令和4年度に2名の介護サービス相談員補に登録したが、新型コロナウイルス感染症により高齢者施設での活動は感染リスクの観点から難しく、相談活動は行えていない。新型コロナウイルスの感染症法上の取り扱いが5類に引き下げられたものの、依然高齢者施設では感染対策が求められていることから、第三者の受け入れについての情勢を見極めながら事業を推進します。

③ 給食サービス事業

定期的に自宅を訪問して栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認を行うもので、週2回までの補助を行います。

取組

コロナ禍により外出の困難な見守りを要する高齢者が急増しましたが、今後も見守りが必要な在宅高齢者は増加すると考えられるため、引き続き給食サービスの提供により、在宅高齢者の健康維持・疾病予防、配食時における安否の確認及び孤独感の解消に努めます。

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
受給者数(人)	627	711	720	730	740	750

※令和5（2023）年度は見込値

第3節 高齢者一般施策と関連事業の展開

3-1 保険外サービスによる在宅生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、以下の14の保険外の在宅サービスの効果的かつ効率的な実施に努めます。

市独自の 保険外サービス	内容	実績値		第9期計画期間		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ミニデイサービス事業 (実施箇所数)	家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者に対して、行政区内の公民館等で創作活動や趣味活動などの介護予防サービスを提供	87箇所	86箇所	88箇所	90箇所	92箇所
自立高齢者日常生活用具給付事業(マイサポ事業) (支給件数)	在宅生活の応援と自助(マイサポート)の支援を目的として、日常生活の便益を図るシルバーカー、入浴補助用具、電磁調理用具を現物支給	218件	220件	220件	220件	220件
緊急通報装置貸与事業 (貸与人数)	持病の急変などの緊急事態が発生した場合に、緊急通報装置のボタンを押すことにより、警備会社へつながり、速やかに高齢者の安全を確保する緊急通報装置を貸与	453人	450人	450人	450人	450人
紙おむつ等支給事業 (受給者数)	寝たきり等の高齢者でおむつを必要としている人に、紙おむつや尿とりパッドを自宅へ配送	567人	580人	590人	600人	610人
はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業 (受給者数)	はり・きゅう・マッサージ施術を必要とする人に受療券を交付	1,742人	1,750人	1,800人	1,850人	1,900人
訪問理美容サービス事業 (受給者数)	心身の障害又は傷病の理由により理髪店や美容院に向くことが困難な高齢者が、自宅で理美容のサービスを受けるための費用の一部を助成	175人	185人	190人	190人	190人

市独自の 保険外サービス	内容	実績値		第9期計画期間		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護慰労金支給事業 (支給件数)	寝たきりや認知症高齢者を在宅で1年以上にわたり介護する人に、介護慰労金を支給	296件	300件	305件	310件	315件
高齢者タクシー利用料金助成事業 (受給者数)	在宅の高齢者が、通院、買い物等の外出の際に、タクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成	2,666人	2,800人	2,900人	3,000人	3,100人
住宅改造費補助事業 (支給件数)	高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者の居住する家屋内等を改造する場合に補助金を交付。補助対象とする工事は、家屋内等のバリアフリー化工事	5件	5件	5件	5件	5件
布団乾燥事業 (受給者数)	高齢者の衛生的で快適な生活のため、使用している布団の乾燥、丸洗いを実施。乾燥は年10回、丸洗いは年2回	66人	65人	65人	65人	65人
介護用車両購入費補助事業 (支給件数)	寝たきり等の要介護高齢者を同乗させて通院等をする場合に使用する車いす仕様車両の購入(又は改造)に対し、経費の一部を補助	8件	5件	5件	5件	5件
特殊詐欺対策自動通話録音装置貸与事業 (貸与件数)	電話を用いた特殊詐欺等の被害を未然に防ぐために、自動通話録音装置を貸与	92件	130件	140件	150件	160件
特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業 (支給件数)	電話を用いた特殊詐欺等の被害を未然に防ぐために、特殊詐欺対策機能の付いた電話機及び自動通話録音装置の購入に対し、経費の一部を補助	20件	25件	30件	35件	40件
高齢者エアコン購入費等補助事業 (支給件数)	高齢者の熱中症による健康被害を未然に防ぐため、高齢者世帯のエアコンの購入及び設置に対し、経費の一部を補助	—	35件	34件	20件	20件

※令和5(2023)年度は見込値

3-2 高齢者福祉施設の整備（介護保険以外のサービス）

環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設である養護老人ホーム等については、現在、適正な施設数であり、引き続き現状を維持します。

（1）養護老人ホーム

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数(施設)	1	1	1	1	1	1
入所定員(人)	50	50	50	50	50	50

※令和5（2023）年度は見込値

（2）軽費老人ホーム（ケアハウス※）

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数(施設)	5	5	5	5	5	5
入所定員(人)	90	90	90	90	90	90

※令和5（2023）年度は見込値

（3）老人福祉センター（入浴施設）

入浴施設は老朽化や耐震化の問題もあり、令和5年度以降1施設減となっています。

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数(施設)	5	5	54	4	4	4

※令和5（2023）年度は見込値

3-3 高齢者向け健康づくり事業等

壮年期からの生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を促進するとともに、健康寿命の延伸を目指して、高齢期を元気に、生きがいを持って暮らしていけるような健康づくり対策が必要です。

(1) 高齢者の健康づくり事業の推進

① ヘルスチェック機会の充実（各種健診）

取組

健康教育や健康相談など、あらゆる機会を活用して、特定健診・後期高齢者健診や各種がん検診など健康診査受診の重要性についての啓発に努め、受診勧奨の強化を図ります。

また、高齢者の健康づくりを推進するため、健診結果を活用した生活習慣病関連疾患の予防対策事業に取り組みます。

② 生活習慣病関連疾患の予防推進

健康診査、健康教育、健康相談及び訪問指導などを実施して生活習慣病予防に取り組みます。

介護予防と生活習慣改善に取り組む必要性を啓発するとともに、あらゆる機会を活用して生活習慣病予防対策に取り組みます。

取組

各種検診実施の他、健康教育は対面の他、チラシの配布や動画配信を取り入れた情報発信、健診事後の相談事業等実施しています。引き続き、あらゆる機会を活用して生活習慣病予防対策に取り組みます。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、国保データベース（KDB）システム等による地区診断と、それに応じた保健事業の実施及び保健分野との連携を強化するなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

取組

健診結果から健康課題の分析及び抽出を行い、令和4年度はモデル地区1圏域、令和5年度は4圏域で健康相談及び訪問指導を行いました。

令和6年度からは市全域での事業を実施します。

(2) 若い世代からの健康づくりの推進

若い世代から健康に関心を持ち、健診受診の機会を利用し、自分にあった健康づくりができるよう取り組みます。

取組

健康づくりの支援として、様々な機会を利用した食育の推進や健康づくりをさらに進めるための市民への情報発信を行っていきます。

また、積極的に体を動かす習慣を身につけられるよう、はつらつウオーキング教室を実施し、運動による健康づくりを推進します。

今後は、健康づくりへのきっかけとして参加者を増やしていけるよう、広報周知をしつつ、健康推進員等の地区組織活動の協力を得ながら進めます。

【はつらつウオーキング教室の参加者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	426	914	1,100	1,100	1,100	1,100

※令和5（2023）年度は見込値

3-4 見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策

見守りと高齢者虐待の防止対策体制等を強化するため、次の各種事業を実施します。

(1) 民生委員等と連携した見守り体制の構築

「ひとり暮らし高齢者調査」を実施することにより、高齢者の実態把握に努めるとともに、民生委員との連携により、高齢者の見守り活動を推進します。また、緊急通報装置貸与事業、給食サービス事業などのサービスを提供する事業者による見守り活動を行います。

また、群馬県地域見守り支援事業により、ライフライン関係事業者のほか、県域で活動する民間事業者・団体と協定を締結し、見守り活動を行います。

取組

見守りが必要な高齢者の実態を把握し、見守り活動に必要な情報及び今後の高齢者保健福祉対策等の基礎資料を得るため、引き続き民生委員による「ひとり暮らし高齢者調査」を実施するとともに、在宅サービス等を通じた見守り活動を継続します。

【70歳以上のひとり暮らし高齢者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者数(人)	—	5,939	6,000	6,200	6,400	6,600

※令和5（2023）年度は見込値

(2) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

高齢者虐待への対応は、その防止と早期発見に向けて相談窓口である高齢者相談センターが周知され、相談体制の充実が図られています。また、基幹型地域包括支援センター※は高齢者相談センターの後方支援として、関係機関と連携を図りながら高齢者虐待防止への対応を行っています。

① 広報・普及啓発

取組

高齢者虐待の対応窓口となる高齢者相談センターの住民への周知徹底を行うとともに、高齢者相談センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待防止法についての周知を行います。

② ネットワーク構築

取組

今後とも、早期発見・見守りと、保健・医療・福祉サービスの介入支援、関係機関・団体介入の支援等を図るためのネットワークの構築に努めるとともに、高齢者虐待対応マニュアルの適切な運用に努めます。

③ 庁内連携、行政機関連携

取組

地域ケア推進会議等の場を活用するなど幅広い関係者との間で、介護サービス相談員派遣事業における活動状況等を評価、検証を行い、高齢者虐待防止対策に取り組みます。

虐待事案が発生した場合は、成年後見制度の市長申し立て、警察署長による援助要請等、措置を図るために必要な居室の確保等に関する関係行政機関等との連携・調整等について迅速な対応に努めるとともに、特に居室等の確保について、社会福祉法人の運営する市内養護老人ホームに併設された緊急ショートステイの利用を積極的に活用します。

(3) 養護者による高齢者虐待への対応強化 **新規**

適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導、又は助言等を行います。養護者による高齢者虐待の主な発生要因は、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」「虐待者の障害・疾病」となっていることから、主たる介護者である家族の負担や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化や支援体制の充実に努めるとともに、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に努めます。また、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止に取り組みます。

(4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化 **新規**

県と協働し、養介護施設従事者等による虐待の防止に取り組みます。養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」などとなっており、養介護施設等に対して、養介護施設従事者等への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を促します。また、令和

3年度介護保険制度改正によって、法に規定する介護サービス事業者においては、①虐待防止委員会の開催、②指針の整備、③研修の定期的な実施、④担当者の配置が令和6年4月1日から義務化される場所であり、これらの事業者だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含め、虐待防止対策を推進していきます。

(5) 地域防犯・防災組織の構築推進

防犯対策の強化及び夜間の安全確保を図るため、防犯灯・防犯カメラの整備を継続して行います。地域防災力の向上を図るため、避難所運営ゲーム（HUG）・災害図上訓練（DIG）についても継続して実施していきます。

取組

防犯カメラ・防犯灯の整備については、防犯上危険な場所等に計画的に設置しています。今後も安心安全対策として、効率的な設置に努めます。

避難所運営ゲーム及び災害図上訓練については新型コロナの影響で令和2年から令和4年初頭にかけて実施できない状況となりましたが、令和4年度の途中からは通常の実施ができるようになりました。今後も引き続き開催し、地域防災力の向上を図っていきます。

【防犯灯設置数・防犯カメラ設置数・避難所運営ゲーム開催数・災害図上訓練開催数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防犯灯設置数(基)	16,465	16,856	17,256	17,656	18,056	18,456
防犯カメラ設置数(基)	265	270	285	300	315	330
避難所運営ゲーム開催数(回)	0	4	5	5	5	5
災害図上訓練開催数(回)	2	6	6	6	6	6

※令和5（2023）年度は見込値

3-5 高齢者の生きがいと社会参加に係る施策

高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、次の各種事業を実施します。

(1) 高齢者の就労支援

元気で就労意欲の高い高齢者が増加している中で、高齢者の就労支援を行うことで、生きがいを得ながら働ける場の提供、社会参加の促進が求められています。

取組

シルバー人材センターや関係機関・団体との連携を図り、高齢者向け求人情報など情報提供の拡充に努めるとともに、企業等での高齢者の求人ニーズの把握に努めます。とくに、シルバー人材センターでは、高齢者を対象とした IT 講習や起業講習などを開催し、高齢者の就労機会の拡大を図ります。

【シルバー人材センター会員数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数(人)	424	399	400	400	400	400

※令和5（2023）年度は見込値

(2) 老人クラブ活動の支援

地域包括ケアシステムの中で、老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的組織であり、地域を豊かにする社会活動が期待されるなど、重要な役割を担っています。しかし、近年、クラブ数及び加入者の減少があるので、その対策を行う必要があります。

取組

クラブの運営を補助する補助金事業を継続し、令和6年3月策定の「老人クラブ活性化計画」を遂行し、老人クラブの団体数や会員数の減少の歯止めに努めます。

【老人クラブ数・会員数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ数(団体)	160	153	148	148	148	148
会員数(人)	9,020	8,462	8,069	8,069	8,069	8,069

※令和5（2023）年度は見込値

(3) 活動の場の提供推進

高齢者が外出や交流の機会をもつことで、閉じこもりの防止効果や社会参加のきっかけとなることが期待できることから、身近な地域で気軽に交流できる活動の場が必要です。ふれあいセンター、ふくしプラザ、その他公共施設などにおける居場所づくり活動への支援します。

活動場所となる施設について、高齢者に配慮した設備の整備を進め、施設利用を積極的に促進するとともに、生きがいづくりや閉じこもり予防を推進します。

取組

新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限で利用者数が大幅に落ち込みました。老人いこいの家は老朽化や耐震に問題があることから令和5年3月末で廃止となりましたが、令和5年4月には代わりとなる交流の場の確保をしました。

高齢者の交流の場として引き続き事業を継続していきます。

【主な高齢者施設の利用者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふくしプラザ(人)	8,028	18,097	27,000	40,000	42,000	44,000
ふれあいセンター(人)	7,686	26,439	35,600	40,000	40,500	41,000
老人いこいの家(人)	2,871	8,072				
はつらつ赤堀(人)			2,000	2,400	3,000	3,500
みやまセンター(人)	4,694	12,349	32,000	38,000	38,500	39,000
高齢者生きがいセンター(人)	822	2,101	2,400	2,800	2,900	3,000
境社会福祉センター(人)	5,101	14,288	15,600	18,000	18,500	19,000
境地域福祉センター(人)	4,097	7,096	8,500	12,000	12,500	13,000

※令和5（2023）年度は見込値

(4) 地域活動・生涯学習・趣味活動等に関する情報提供の拡充

より多くの高齢者に、地域での社会参加や健康増進を図るきっかけづくりとなる地域活動、生涯学習、趣味活動・文化・スポーツ活動等の機会について周知できるよう、積極的な情報提供が必要です。市広報紙や市ホームページを活用して、各種学習・趣味活動に関する情報提供を行うとともに、公共施設等への情報コーナーの設置など、情報提供体制の拡充を図ります。また、地域におけるさまざまな活動について、情報提供を行います。

取組

公民館だよりや市広報紙、市ホームページを中心に学習情報を発信しているほか、各公民館等の施設内に情報提供コーナーを設け、ポスター掲示やチラシの配布による情報提供を行っています。今後も誰もが学びを通じてつながり、支え合うことのできる、持続可能な地域社会づくりを進めるため、学習情報の充実と効果的な発信に取り組めます。

(5) 生涯学習の推進

生涯学習は、学習者自身の技能・経歴の向上のほか、人材育成や地域社会の活性化、社会参加の促進につながるなど、さまざまな効果が期待されます。時代の変化や高齢者自身の生活及び価値観の多様化に対応した講座や教室の開催に努めるとともに、高齢者自身がサービスの受け手としてだけでなく、担い手として活躍できるよう、高齢者向けの開催に努めます。

市内の大学と連携し、高齢者を対象とした生きがいづくりのための講演会を実施します。

取組

セカンドライフセミナーは高齢者を対象とした講座で、令和4年度は「大人ためのピアノ教室」や「終活講座」など43講座、延べ79回開催し、参加者数は、711人でした。今後も当該事業の開催を通じて、心の豊かさや生きがいを得られるよう講座内容の充実に取り組めます。

【セカンドライフセミナー開催数・参加者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	48	79	80	85	90	95
参加者数(人)	415	711	900	1,000	1,100	1,200

※令和5（2023）年度は見込値

(6) 敬老推進

豊富な知識と経験を有し、多年にわたり社会の進展に努めてきた高齢者が敬愛される地域社会を目指すことが必要です。

取組

持続可能な制度となるよう検討するとともに、引き続き、敬老行事委託事業や敬老祝い事業、長寿者慶祝訪問、90歳到達者記念写真作成等の事業を行います。

市民が、高齢者福祉についての関心を高め、理解を深められるよう、さまざまな機会を通じた情報提供や周知に努めるとともに、高齢者自身が自らの心身の健康の保持に努めるとともに、社会への参加意欲を促す環境づくりに努めます。

【敬老推進事業対象者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
敬老行事(人)	28,864	30,236	32,800	34,000	36,000	38,000
敬老祝い(人)	882	921	930	930	930	930
長寿者慶祝訪問(人)	—	24	40	45	50	55
90歳到達者(人)	259	312	350	355	360	365

※令和5（2023）年度は見込値

（7）デジタルトランスフォーメーション※の活用

新規

インターネットやパソコン等の情報通信技術の発達により、人々の生活が便利になる一方で、十分に情報機器を扱えなければ、必要な情報が手に入らない可能性もあります。情報を手に入れづらい人に高齢者が多く存在すると考えられることから、デジタル情報に関する知識を習得する機会を提供します。

取組

スマートフォンの操作方法や活用方法に関する講座開催などに取り組みます。

3-6 高齢者等の住まいや移動手段等の確保に係る施策

高齢者等が安心して老後を過ごすためには、住まいに係る環境整備が重要であり、住宅や居住に係る施策との連携が重要です。在宅での自立した生活のためには、バリアフリー化など住宅の整備に加え、買い物や通院などの移動手段の確保が必要です。施設入所が必要になった場合は、自宅等で長期間待機することなく速やかに入所できる施設の整備が必要です。

また、所得や資産が少ないことや身寄り等がないことなどにより、地域での生活が困難となっている高齢者等も安心して暮らせる体制の確保が必要です。

(1) 特別養護老人ホーム等の整備

取組

介護度が高い高齢者のニーズに応えるため、特別養護老人ホームの整備とともに、要介護者に併せて要支援者も利用できる特定施設入居者生活介護の施設整備を推進します。また、退院直後の在宅療養生活へのスムーズな移行支援のため、地域における多様な療養支援を行う看護小規模多機能型居宅介護事業所や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定などを検討します。

【目標】

区分	既存整備済施設	第9期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
広域型施設等				
特別養護老人ホーム	施設数	15	次回11月に提示予定	
	創設・増床	—		
	床数	1008		
特定施設	施設数	5		
	床数	203		
地域密着型サービス				
特別養護老人ホーム	施設数	3	次回11月に提示予定	
	創設・増床	—		
	床数	69		
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	4		
	定員	104		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	1		

※特別養護老人ホームの既存整備済数は、令和5（2023）年度末の見込み数

(2) 多様な住まいの確保

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の多様な住まい・施設について、地域の実情に応じて適切な供給と質の確保を促進します。

取組

引き続き、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅への入所が、入所者の自立支援に資する適切なものとなるよう関係機関・団体と連携を図ります。

また、一部の施設では、実態の把握が難しい施設もあり、群馬県の指導のもと協力して対応していきます。

【住宅型有料老人ホーム】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数(施設)	47	49	53	—	—	—
入所定員(人)	1,313	1,329	1,436	1,486	1,516	1,546

※令和5(2023)年度は見込値

【サービス付き高齢者向け住宅】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数(施設)	16	16	16	—	—	—
入所定員(人)	575	574	574	574	604	604

※令和5(2023)年度は見込値

(3) 養護老人ホーム

養護老人ホームの整備については、高齢者福祉施設の整備(介護保険以外のサービス)(P90)に記載するとおりです。

(4) 高齢者に配慮した市営住宅の整備と在宅継続に向けた取組

入居者の高齢化の進行などから、段差の解消や手すりの設置など、引き続き、高齢者に配慮したバリアフリー化が必要となっています。市営住宅の段差の解消や手すりの設置などを進めるとともに、入居募集時に高齢者枠を設けます。また、群馬あんしん賃貸ネット(住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅)の照会等、高齢者の入居を支援します。

取組

住戸改善（老朽化した住戸内における、段差解消、手すり設置その他バリアフリーに配慮した改修）により、市営住宅の改修を行っています。当該改修を行った住戸への入居率は良好であることから、今後も住戸改善事業を継続します。

高齢者世帯枠を設けることで高齢者の入居に配慮しています。今後も高齢者世帯枠を設けた募集を継続します。

【住戸改善と募集戸数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住戸改善(戸)	4	6	8	7	6	5
募集戸数(戸)	12	11	11	—	—	—

※令和5（2023）年度は見込値

（5）高齢者等の移動に配慮したまちづくりの推進

高齢化の進行により、今後ますます交通要配慮者が増加することが予想される中、高齢者の移動手段の確保や移動しやすいまちづくりを推進することが重要です。既存の公共交通機関である鉄道や民間路線バス、コミュニティバスの円滑な運行のための連携強化を図るとともに、効率的なバス路線の維持及び確保を推進し、高齢者等が利用しやすい交通環境を整備します。

取組

伊勢崎駅周辺の土地区画整理事業や都市計画道路の整備においては、総合計画や都市計画マスタープランに基づき、ユニバーサルデザイン※の導入など、人に優しい道路環境の整備による魅力あるまちづくりを推進します。

コミュニティバスについては、令和4年度に実施したアンケートの結果を踏まえたダイヤ改正等を実施し、高齢者等が利用しやすい交通環境を整備します。今後も利用状況等を確認しながら調査研究を続け、公共交通の利用促進や利便性の向上に努めます。

また、令和3年度からは、高齢等により日常の買い物に支障のある市営住宅の入居者向けに「市営住宅入居者支援移動販売事業」を開始し、現在5つの市営住宅において定期的に移動販売を行い、高齢者の移動に配慮しています。

【コミュニティバス利用者数】

区分	実績値			第9期計画期間		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人)	221,513	244,765	340,000	360,000	365,000	365,000

※令和5（2023）年度は見込値

3-7 災害及び感染症対策に係る施策

内容については、次回11月に提示予定